第１回阿蘇市議会会議録

1. 令和４年２月25日　午前10時00分　招集
2. 令和４年３月15日　午前10時00分　開議
3. 令和４年３月15日　午後 2 時04分　閉会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

１番	佐藤和宏	２番	佐藤菊男
３番	児玉正孝	４番	甲斐純一郎
５番	立石昭夫	６番	竹原祐一
７番	岩下礼治	８番	谷﨑利浩
９番	園田浩文	10番	菅　敏徳
11番	市原　正	12番	森元秀一
13番	大倉幸也	14番	田中弘子
15番	五嶋義行	16番	藏原博敏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	河﨑徳雄	20番	湯淺正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	髙木　洋
市民部長	宮﨑　隆	経済部長	阿部節生
土木部長（水道局長）	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	渡邉一倫
政策防災課長	山本繁樹	ほけん課長	山中昭人
観光課長	秦　美保子	住環境課長	加藤勇二郎
まちづくり課長	荒木　仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　一般質問

日程第２　委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　提案理由の説明

日程第２　同意第１号　　阿蘇市教育委員会委員の任命について

11. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第１　提案理由の説明

日程第２　議案第 35 号　　個別外部監査契約の締結について

日程第３　議案第 36 号　　令和３年度阿蘇市一般会計補正予算（第 13 号）について

日程第４　発議第 1 号　　ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議

午前 10 時 00 分　開議

１　開議宣告

○議長（湯淺正司君）　おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、総務部長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　おはようございます。

議会前の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。ウクライナ人道支援のための募金箱の設置について御報告を申し上げます。

連日、新聞紙上、またテレビでも非常に生々しい報道があっておりますけれども、ロシア

軍のウクライナへの軍事侵攻に対しまして、命と生活、そして何より極寒の中に非常に差し迫った脅威、環境に置かれておりますウクライナの方々を人道支援すべく、ウクライナ人道支援募金箱を昨日（14 日）午後に設置をいたしました。設置期間につきましては当面の間といたしましたし、設置場所は本庁及び内牧・波野両支所に設置をいたしております。集まりました募金につきましては、日本赤十字社を通じましてウクライナの方々の人道支援に役立てていただくことといたしております。

戦争の惨禍を二度と繰り返すことのない社会の実現、そして人類の恒久平和を願い、そして何よりもウクライナの方々の人道支援を目的に募金箱を設置させていただいておりますので、議員各位におかれましても御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　以上で、総務部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第１　一般質問

○議長（湯淺正司君）　日程第 1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。したがいまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

その前に、議会運営委員会委員長報告をお願いいたします。

議会運営委員長、谷﨑利浩君。

○議会運営委員長（谷﨑利浩君）　おはようございます。

執行部より追加議案 2 件の申出がありました。また、議員発議による議案 1 件の提出がありましたので、本日午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果について御報告をいたします。

追加議案の取扱いについてでありますが、議案第 35 号、議案第 36 号並びに発議第 1 号は、本日議案の配付を行い、本日の一般質問終了後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略して採決することにいたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯淺正司君）　議会運営委員長には大変失礼いたしました。

会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

これより順次一般質問を行います。

8 番議員、谷﨑利浩君の一般質問を許します。

谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　8 番、谷﨑です。通告書に従いまして、一般質問を始めたいと思い

ます。

今朝もテレビを見ていますと、ロシアのウクライナ侵攻による被害の模様が出ておりました。非常に心痛むことであります。ロシアの侵攻に対しては、やはり侵略でありますので、非難をやっていかないといけないと、そのように思います。そして、ウクライナを助けるために人道支援、その他いろいろありますが、いろんな形で情報戦も行われております。それに対応して私たちも、今回議案発議があっておりますけれども、侵略はいけないと、あるいはまた核を背景にして脅して戦車でやってくると、そういったのはいけないということを、世界中の人が思っているんだということをそれぞれが声を出していかないといけないし、その声を出すことがそれぞれの政府を後押しすることになるのではないかと、そのように思っております。戦況を見たときに、最初の予想と違って、かなりウクライナ軍が踏ん張っているという解説がありました。それも、もともと準備していたのが非常に大きな原因であると、そういう解説もありました。

私たちも翻って阿蘇市を見たときに、やはりいろんな有事もそうですが、災害においても様々な準備をしていかないといけないと、そういうふうにも思いました。ただ、準備をするにしても、リスクを回避する準備というものは結構予算がかかるものでありまして、どの程度予算を使っていいか、そういったリスクが生じなければ無駄なお金とも言われかねないものもございますので、そのあたりの予算の組合せも非常に考えていく必要があると思いますし、今回パンデミックがあったときに、政府のほうでは 1,000 兆円を抱える国債がある中で 40 兆円の補正予算を組んできました。この補正予算については 1,000 兆円も国債があるのにどうやっていくのかと心配しておりましたけれども、ある数量学者が計算して、国には 1,000 兆円の借金があるけれども、そのうちの 500 兆円は日銀が持っており、利払いも日銀にいって、日銀から今度は特別会計に回るということで、500 兆円の差引きはあるとか、あるいは日本のバランスシートを見たときに、逆に黒字であるとか、そういったことを根拠に、あるいはまた、いろんなインフレとかの懸念の計算とかをされまして、100 兆円まで出して大丈夫ということを内閣に進言されたそうです。それで 40 兆円の補正が組まれたという経過を聞いております。そういった中で、今日、財政については令和 4 年度予算についてお伺いしていきますけれども、我々も共通的に財政を考えまして、そしていざというときには幾ら借りて出せるのか、そういったところまで考えていけるようになりたいと思っております。

それでは、通告書の 1 番である令和 4 年度予算について質問をしていきたいと思います。

1 番目でございますけれども、令和 4 年度予算の概要について、(1) 予算編成方針と予算編成要領をホームページ上に出してはどうかという質問であります。予算案については、方針や要領について、3 月議会初日の全員協議会で聞くのが初めてとなります。3 月議会の議案が出来上がった状態で予算が出され、審査期間も 3 月議会は短いです。本来は、予算が基本計画や将来性など妥当なのか、あるいは予算編成時から議論すべきであると思っております。阿蘇市には予算委員会がないため、予算編成方針は内部方針だとしても、予算編成要領はやはり早めに知って、議員、市民に公開し、議論の機会を提供すべきであると、そのように考えております。既に水俣市においては、ホームページによって予算方針と予算要領を公

開されております。11 月頃には公開されているみたいですけれども、この方針を出したらいかがかという、まず問いかけですけれども、御答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

本市におきましては、財務規則に基づきまして、毎会計年度、予算の編成方針を策定しておりまして、10 月頃に各所属長宛てに示達しております。この編成方針の内容については、事務的要素が非常に強くて、予算要求に当たっての留意事項等を多く示しております。あくまでも職員向け、職員周知用に作成しておりますので、掲載の予定はいたしておりません。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　掲載しないということで、いいです。

では、2 番目の令和 4 年度予算の概算要求はということで、①から順次進めていきます。

令和 4 年度の予算編成に当たって概算要求があると思うんですが、この概算要求の総額は幾らだったでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　令和 4 年度の予算要求の総額につきましては、歳出予算ベースで約 167 億円でございまして、係長ヒアリング、それから予算査定等を経て、現在の予算規模であります約 161 億円の規模といたしております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　よく部課長からの予算要求と実際の予算とギャップがあると聞きますが、今回はそれほどなかったということですか。いつもないんですか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　その年々によって、やはり予算の規模、要求の規模というのは変わってきます。今回は平年並みぐらいだったと思っております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　では、②令和 3 年度実質収支の見込みは幾らぐらいでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　本年 2 月末時点で一般会計の収支差額が、繰越分を含めて、約 14 億円の黒字、プラス収支となっております。今後の事業の進捗、それから繰越しの状況、国の交付金の動向などで変動はございますが、現時点においては、前年度の実質収支額、約 10 億円でしたけれども、それ並み、もしくはそれ以上の額になると見込んでおります。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　例年よりも少し多いかなという感じがしますけれども、どちらにしても 5 月の出納整理期間を過ぎないことには正確な数字は出てこないだろうと思います。ただ、例年、今回が 10 何億円ということになると、標準財政規模が 95 億円か 97 億円ぐらいですので、10 数%ということですか。実質収支については、3%から 5%ぐらいがめどとして掲げられております。なぜそういうふうに抑えないといけないか。野放図に実質収支、要

は繰越金ですから、翌年に繰り越すお金のことですから、それが多すぎるということは予算を執行していないということになるので、なぜそれがいけないかということは次の機会に話しますけれども、なかなか今までも 10 億円を超える繰越金がありましたので、何とかそれをきちんとできないかということで言ってきました。

しかしながら、実質収支を下げるために、以前から言われていますように、節ごと、事業ごとに財政課が管理しながらやるといっても、なかなかそこは難しくて、最終的には不用額が出て、あるいは募集型の予算の場合は市民から募集がないことには予算を満たさないので、なかなかその辺の不用額というのが出てくるのではないかと思います。そういう意味では、予算を効率的に使うためには、やはり節レベルで財政課が一つ一つを見るのは、限界があると思いますので、臨機応変に財政出動を行うために、項とか目レベルで流用を認めて、部課長に権限を与えて、部課長がその時点その時点、何か月かで状況も変わりますので、臨機応変にその辺をできるように少し裁量権を与えたらいかがかと思うんですが、課長としてはどう思われますか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　現在、予算上では、目・節レベルでの流用は認めております。ただ、款の流用については相互に流用できないということで自治法で定められておりまして、なお、項については、ただし書の条項がございまして、人件費については予算上定めておりますので、人件費に関しては項間の流用ができるというようになっております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　これは自治法ですか。会計法とかではなくて。普通の小さな団体は、大体会計規則というのがあって、目同士の流用はいいとかいけないとか、書いてあると思うんですけれど、阿蘇市の場合は自治法に書いてあるのに準じているということでよろしいですか。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　地方自治法に規定してあります項間の流用については、予算上に定めがある場合は認められるという規定になっておりまして、阿蘇市の財務規則上でも人件費と物件費間の流用については制限がかかっている形になっております。基本的には、流用については特例措置ということでございますので、予算上は款・項、この 2 つが議決事項になっております。議決で認められた部分に流用というのは、基本的には避けるべきかと思っております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　ただ、実質収支がいつも多いということで、組織再編がありまして、財政課の立場もまた 4 月から変わります。そういった中で、部課長が動きやすいようにしてやってほしいというのは私からの希望であります。それについて何か意見があれば。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　来年度は組織再編がございまして、企画部門と財政部門が一緒になるということで、総合計画あたりも財源を伴って効率的に推進できると思っております

ので、部課長の権限あたりも踏まえながら進めていきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　財政課が軸になると、どうしても財政、予算が先に立って、何か企画するという形になりがちですので、夢を持って大きなことをやろうとするときは、予算関係なしで構想を組んでもらって、そして現実的に予算に当てはめるとか、そういったプロセスも必要なときもあると思いますので、よろしくお願いしておきます。

では、③令和４年度において新型コロナウイルスの影響を受けた産業への支援策はということでお尋ねいたします。昨日も一般質問の中で出ておりましたが、コロナによる阿蘇市の自己負担はないということで答弁をいただいております。7 億円を今回はコロナに使うということでございますが、そのうちの経済効果というか、産業支援についてはどのくらい使われる予定か、お伺いします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　まず、令和４年度の経済部におけるコロナ関連予算としましては、農政課が経営安定資金利子補給補助金など約 340 万円、それからまちづくり課が中小企業資金繰り支援補助金、こちらが約 3,000 万円、観光課が繰越事業としまして、平日誘客促進キャンペーン事業補助金、これが約 1,100 万円など、合計で約 4,400 万円を計上しております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　コロナで疲弊した産業に対してはちょっと少ないかなという感じがいたします。非常に痛んでおりますので、各産業の足腰が強くならないと後継者も帰ってきてくれないということがございます。それが人口減少にもつながっていきますので、産業復興をどうするかというのを考えていただきたいと思います。

では、次に移ります。④修繕費と今後の推移はということで、予算を組んで、支出の中に今後老朽化した施設の修繕というのが必然的に入ってきます。単式簿記の場合は減価償却という概念がありませんので、どこでもなかなかそれに備えるということができていないと思います。そういう中で、修繕費については幾らぐらい見込んでいて、今後幾らぐらい推移していくのか、総額としてどのくらいをみているのか、そういったものを含めて答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　令和４年度の一般会計当初予算では、需用費の修繕料、簡単な修繕としまして約 4,300 万円、老朽施設・インフラ等の維持更新に係る工事請負費としまして約５億円を計上しております。

今後の推移としましては、昨年度策定しております公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中で学校施設と公営住宅を除くすべての公共施設、こちらが 130 施設、370 棟ございますが、こちらを大規模改修し、現状規模のまま改築した場合、今後 40 年間で約 594.2 億円の費用がかかると試算しております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　590 億円ということですが、それを減価償却で考えたり、そのとき修繕に係る補助金とかも考えたときに、その半額ぐらいをみておけばいいか、3 割ぐらいをみておけばいいか、どちらにしても積立てはしていかないといけないと思うんですが、総額 500 億円については、財務諸表を見ると、一般会計は資産全体で 400 億円ぐらいなので、数字的に分からないんですけれど、全体的なもので 500 億円、連結で広域行政とかを入れたときの総資産が 600 億円ぐらいですので、この 595 億円についてはまた後で説明をお願いします。

では、令和 4 年度予算の収入と支出のポイントはということで、私たちは全員協議会で予算についてのポイントをお聞きしますけれども、一般市民の方はなかなか触れる機会がございませんので、この場で財政課長の言いたいことを言われていいですので、説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　まず、歳入のポイントとしましては、コロナ前の数値には届かないものの、市税の緩やかな回復、ふるさと応援寄附金の増、それから普通交付税も増の編成としておりまして、なお、市債につきましては、令和 3 年度 6 月補正後の予算と比較して、抑制しているような状況でございます。

また、歳出では、公債費などの義務的経費、それから一般行政経費が増加傾向にありますが、一方で、老朽施設の維持更新を含む投資的経費を抑制しておりまして、161 億円の規模ということで編成をさせていただいております。

なお、当初予算の編成におきましては、歳入を低い水準で見込んでおりますので、財政調整基金の繰入金を令和 3 年度と同額の 7 億円を計上しておりますが、今年度同様に繰越金、それから普通交付税等が確定次第、繰入金を減額していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　予算編成について 1 点気になる点がございまして、市債の残高ですね、今回は、起債が少なくて、公債費が多いので、残高が減るだろうと思っていたところ、総務常任委員会で予算の最後の 206 ページを聞いたところ、繰越しの市債（起債）があるので、実際のところ 35 億円の起債（市債）が増え、借金が増えるということになるし、返済はそれよりも少ないということで、総額 220 億円だった市債残高が 230 億円ぐらいになるということが引っかかるんですけれども。

実は、2014 年 5 月、高宮議員がおられて、私もちょうどそのときに財政について質問したんですが、そのときの課長の答弁が「一般会計の市債の残高は 169 億円です。予測でピークが平成 27 年から平成 28 年ぐらいで、額で 180 億円ぐらいになると思われます。公債費については、平成 31 年がピークとなり、元利で合わせて 17 億円がピークと考えております。」と、そういう答弁があっております。

しかしながら、現状としては 180 億円ではなくて、230 億円までいっており、公債費が 17 億円ではなくて、20 億円を超えている。そういう現状がございますので、そのあたりも注意してやっていただきたいと思うんですが、課長から説明があれば何かお願いします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　どうしても国の事業、施策によって、起債の残高が増えてくる部分もございます。例えば、臨時財政対策債、これは国の影響で起債をどうしても借りないといけない部分もございますし、防災行政無線のデジタル化事業も同じようなことが言えるかと思います。

今後も、起債の借入れに当たっては交付税が有利な起債を借りていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　別の指標からいくと、実質公債費比率は非常に他の市町村に比べて低いです。そういったのもありますので、先ほど冒頭でも述べましたように、有事のときとか、いざというときに幾らぐらい借金ができるのか、そういったのもシミュレートしておかれたらいかがかと思います。財政課については以上ですけれども、最後に何か一言あればお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　公債費の状況としましては、増加傾向にあるのは否めないと思っております。一方で、基金残高につきましては、令和 2 年度末現在で約 46 億円、合併当初から比較しますと 3 倍以上に積み増ししておりまして、これからの将来負担に備えまして、起債の抑制と併せて、さらなる基金の積立ても検討してまいりたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　ありがとうございました。

2 番の各工事の進捗についてに移ります。

まず、坊中南住宅の建設工事の状況についての説明をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　おはようございます。

それでは、坊中南住宅の建設工事の状況ということで御回答させていただきます。

令和 2 年度に設計を終えておりまして、現在建設予定地となります既存住宅入居者の方の移転、それから移転後の空き家となった住宅の解体、これを令和 4 年度中に終えるように進めているところでございます。今のところ、令和 5 年度に建設工事に入るよう計画しているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　地元の希望としては、多少遅れてもいいので、期日をはっきりしていただきたいということです。引っ越しについても準備やら心の準備とかがありますので、できるなら何年の何月頃に退去して、何年の何月頃に戻ってこられるというスケジュールがはっきりしていれば助かりますけれどということですけれど、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　令和 5 年度当初予算に計上する予定でございます。令和 4 年度中に今住まわれている方については一旦転居していただき、その間に解体をするという

形ですので、今年度前半ぐらいまでには転居していただく形で考えております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　これは今後のまちづくりにも関係してくると思いますし、先日出ていた免許証返納の件にも関係してくるかもしれませんけれども、坊中南住宅の場合は坂を上っていくのが結構急で大変なので、そういったところも考慮して、今後のまちづくりや免許証返納とか、そういったものにも対応できるような構想をまちづくり課と一緒になって考えていっていただきたいと思います。何かあれば。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君）　現在、坊中南住宅に入る進入路につきましては、おっしゃるように、坂道になっておりまして、高齢者におかれましては徒歩とか自転車とか大変だろうと思いますので、そういったところにつきましては、建設に併せまして改良とか、新たな進入路とかができないかとか、そういった部分を検討していきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　それでは、次に移ります。阿蘇市過疎地域持続的発展計画というのが出ております。それに道路拡張や補修が出ておりますが、路線の区間とか工事内容、着工・終了予定など説明ができるものについて説明をお願いします。挙げている路線が、上西黒川成川線、あぴかの横を通る道ですね、それと坊中下西黒川線、それとクロスする道ですけれど、それと上西黒川西町線、これは旧道と言われる道ですが、それぞれお願いします。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　おはようございます。お答えいたします。

まず、最初の上西黒川成川線でございます。旧国道からあぴかまで 1.5 キロメートルございまして、3 期に分けて整備することとしております。まず、1 期目、現在行われております用水路更新事業と併せた道路拡幅工事でございます。今年の作付けまでに路盤まで終わらせまして、舗装につきましては令和 5 年度を予定しております。2 工区は、ＪＲ線路から南側になります。農地に面する区間でございまして、黒川地区農地整備事業に併せて、土井の内踏切も含めまして改良を行う予定でございます。こちらも令和 5 年度からの着手を予定しております。3 期目は、旧国道までの集落内の道路でございます。こちらは、黒川地区農地整備事業完了後としております。

2 番目の坊中下西黒川線でございます。約 900 メートルございますが、こちらも黒川地区農地整備事業に併せて令和 5 年度からの着手を予定しております。

上西黒川西町線、旧国道でございます。こちらは、道路の拡幅の計画ではございませんが、老朽化が進んでいる場所に対しまして舗装の打換えなどを計画していきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　時間がありませんので、1 点だけ聞きますが、上西黒川西町線は、いわゆる旧道と地元の方が言っている道ですけれども、そこは子どもたちの通学路にもなっております。それに対して、危ない場所があるとか、何とか工夫してくれとかいう要望が上

がっているとは思いますので、そのあたりも考慮には建設課では入れているということでよろしいですか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　通学路の外側線のカラーリングあたりも含めまして計画しているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　では、3 番目、マイナンバーの保険証ひもづけはということで、ひもづけの説明をお願いします。マイナンバーカードについては、昨日、一般質問でも出ていましたので、マイナポイントとかはいいですけれども、保険証のひもづけ関係を含めて御説明をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　お疲れさまです。お答えさせていただきます。

マイナンバーカードのひもづけということですが、令和 3 年 10 月 20 日からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになっております。来年 2 月末までの利用登録で 7,500 ポイントのマイナポイントが付与されるということになっております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　では、①と②を合わせて質問いたします。①は医療費控除のデータは確定申告に間に合うのかという質問で、医療費情報の通知はがきが来ますが、後期高齢者医療保険は 11 月まで載せていますけれど、12 月がない。国民健康保険は 10 月まででしたよね。申告に間に合わないんですけれども、そういったはがきが申告とかに間に合うようにできないかと。1 問、2 問の質問ですけれども、今の状況について御説明をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　お答えいたします。

マイナポータルにおける医療費情報の閲覧につきましては、昨年 11 月から開始をされております。令和 3 年分につきましては、9 月の診療分から情報が表示をされております。また、令和 4 年分からは、来年の申告に向けて 1 年分の医療費情報の閲覧ができるようになるということでございます。

医療費の通知の件ですが、国保連合会から発送されます医療費通知につきましては年に 2 回、後期高齢者医療広域連合から発送されます医療費通知については年 3 回ということでございますが、国保連合会と後期高齢者医療広域連合に確認したところ、医療機関からの届出が 1 か月、さらにそれから審査で 1 か月かかる、つまり 2 か月程度お時間が必要ということで、どうしても年末、11 月分とか 12 月分の医療費情報の表示については間に合わないということで回答があっております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　確定申告は、普通は 3 月 31 日までです。今年はちょっと伸びているのもあると思うんですが。12 月締めでやったときに、1 か月余裕を持って、医療機関から

レセプトが出て、そして計算が上がって、そしてそこを 2 週間ぐらいでしてもらって、2 月 15 日とか 2 月末には数字が上がってくるということをしないと、e-Tax も含めて間に合わないのではないかと思いますけれど、そのあたりはいかがですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　電子申請につきましては、既にマイナポータルで確認ができますので、12 月分まで確認することができます。また、来年につきましては、1 月から 12 月分まで 1 年間閲覧することができますので、e-Tax で申告をする場合にはそこに医療費情報が表示をされておりますので、できるかと思いますが、医療費通知につきましては、どうしてもはがきの発送ということと事務処理等がございますので、間に合わないということでございます。

なお、医療費控除につきましては、医療費通知で申告はできるんですが、税務署としては医療費控除を受けられた場合には必ず領収書を保管することということで求められておりますので、引き続き国保につきましては 10 月まで、後期につきましては 11 月まで通知を出しますので、残り 2 か月と 1 か月分については領収書による申告をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　では、医療通知が来ている部分については、領収書はいらないということですか。それも領収書をとっておかないといけないんですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　申告につきましては、あくまでも最終的に税務署が医療費控除の確認をする場合には領収書ということを求められますので、医療費通知で申告をしたとしても、そのもとになります領収書については必ず保管をいただくということになります。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　ちゃんと保管しておきたいと思います。来られて、見られたとき、困りますので。

マイナポータルは、ほけん課ですけれども、一般の会社の保険料も控除になりますので、あれも会社とマイナポータルとつながっていて、読み込めるということだったんですけれども、マイナポータルに入ってみても、なかなか分かりづらいです。税務課になるかもしれないですけれど、そういったマイナポータルも e-Tax も含めて分かりづらいところが結構あるということはそれぞれの所管のところに伝えておいていただきたいと思います。何かあれば。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　税の申告につきましては、所管がまた税ということになりますので、そういった情報はお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　では、私は、以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。御静聴、ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　8 番議員、谷﨑利浩君の一般質問が終わりました。

続きまして、6 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　6 番議員、日本共産党、竹原祐一です。一般質問を始める前に、先ほどからもずっと出ていますが、ロシアによるウクライナ侵略、これをやっぱり皆さん方の大きな平和を望む声で早急に侵略を止め、ロシアの撤退を求めてまいりたいと私は思います。

それでは、一般質問を行いますが、順番を若干変えさせていただきたいと思います。1 番と 3 番を続けて質問したいと思います。これは、農政課担当なので、続けていく形にさせていただきます。

それでは、続けさせていただきます。

まず、1 番目ですが、突然、農林水産省の水田活用直接支払交付金の見直しの方針が表明されました。5 年前の 2017 年、この実施要綱の中では、畔なし、水路なし、土地改良賦課金なし、3 年間の作付けなしの条件が水田活用直接支払条件の見直しの案件でした。ところが、昨年から畔や水路がない農地であっても、今後 5 年間、水張りをしない、すなわち水田の作付けをしない水田は交付金対象から除外すると、そういう方針になりました。

そこで、農政課にお聞きしますが、具体的内容、そして阿蘇市における農地の面積、対象面積、そしてどのような影響を受けるのか、お答えをお願いします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　おはようございます。お答えさせていただきます。

まず、水田活用直接支払交付金でございますけれども、現在、戦略作物助成としまして、麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ等の生産に対する支援、また産地交付金としまして、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりの取組のための支援という 2 つの交付金で構成をされております。

議員がおっしゃいますように、今回、平成 29 年の現行ルールに基づきまして、改めて水田への水張りの部分で徹底されるようなことで打ち出しをされております。中身につきましては、今後 5 年間で一度も水張りがない水田は、5 年後でございますけれども、令和 9 年度以降に交付対象水田としない方針となりますけれども、現時点では決定事項ではなく、現場の課題を検証しつつ、国として方針を出していくということで説明を受けている状況でございます。

また、変更内容でございますけれども、今申しました水田水張りの部分、また産地交付金で申しますと、これまで 3 年以上複数年契約を結んで飼料用米等の生産をした場合、10 アール当たり 1 万 2,000 円の複数年契約加算がございましたけれども、これが 6,000 円の半額に減額となりました。また、本年産から新規契約については対象外になるといった状況でございます。

また、多年生牧草への戦略作物助成でございますけれども、播種をせずに、収穫だけを行う土地については、現行の 10 アール当たり 3 万 5,000 円から 1 万円に減額といった内容になっている状況でございます。

また、阿蘇市管内におきましては、主食用米が約 1,900 ヘクタールでございまして、それ以外、ＷＣＳに関しましては約 1,300 ヘクタール、飼料作物、また施設園芸等々の麦、大豆

等の転作面積という構成になっておりますけれども、今回の見直し、改定によりまして、大規模農家に与える影響といったものがやっぱり計り知れないものがございますので、そういったところを丁寧にまた国・県あたりと状況を、地元の現場の意見を吸い上げまして、できるだけ影響が少なくなるよう、今後、要望等も踏まえまして、ＪＡ、また再生協議会と連携の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　ということであれば、農政課としては、この交付金外しに対して具体的な方策というんですか、新たな戦略作物とか、そういう方策はないんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　先ほど申しました大規模経営農家ほど、これについては土地利用型農業の経営農家でございますけれども、非常に経営に影響するというのは目に見えておりますけれども、主食用米の現状が非常に厳しい状況にございます。そういった中で、やはり米に代わる作物の振興といったものが、今後は畑地化も含めまして検討していく必要があるといったところでございますので、とも補償金を活用するなど、阿蘇市独自の加算制度、また助成制度といったものを、今回、転作制度のほうで、経営所得安定対策のほうで検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　農政課長がおっしゃったとおり、大規模農家、実際 30 ヘクタール以上の稲作農家は、収支の関係で言えば、補助金が大で、実際の収入というのは補助金より少ないというのが現状です。これが、今回のそういう制度で補助金が見直しをされた場合、完全に逆転をしていくと。そうであれば、逆に言えば、今度は耕作放棄地の問題が出ます。採算が合わないのであれば撤退をしますので、そうしたら、そこの水田に対しては完全に耕作放棄地、そういう状態で、阿蘇の農業に対しては大きな問題になってくると思います。実際私たちの地域で言えば、国道 57 号から南側、あそこに対しては水路も何もないし、今は補助金で麦とか、そういう形で作っていますが、その補助金もストップされると。本物の耕作放棄地の状態になってきますので、その辺の対策をやはり真剣に考えていく必要があると思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　今回の国の交付金の見直しの中で畑地化を促していくという助成制度もございまして、令和 5 年度までの時限単価としまして 10 アール当たり 17 万 5,000 円、これについては戦略作物を対象にした畑地化に対する支援という形でございます。その他については 10 万 5,000 円という単価の内容になっておりますけれども、基本的に用水路、また畦畔等がない、平成 29 年に国のほうで打ち出されました部分に該当する農地については当然地域のほうで十分検討していただく必要はありますけれども、畑地化に向けた部分も検討する一つの選択肢ではないかと思っております。

また、今後、国のほうでそういった非常に厳しい要件が打ち出されておりますけれども、今後、令和 8 年までの 5 年間に転作が固定している水田の畑地化を、先ほど申しました転換

する、また水稲と転作作物のブロックローテーションを適宜行って、農業者の方々と交付対象にする等を今後十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　そういう新しい戦略を早急に具体化して、農家の皆さんにやはりお知らせをしていくべきだと思います。実際農家の皆さんに聞いたら、5 年ぐらい先に廃止になるよと。大体分かっているけれど、それに対しての対応の仕方というのはやっぱり不明なんです。実際水田の持つ力、これに対しては、やはり今までずっと言われていますが、水田というのは農業水利施設と畔によって水をためる農地なんです。多面的機能は、金額に直した場合、6 兆 8,000 億円という大きな金額が試算をされています。それから、今、注目されている田んぼダム、これは 1 反当たり年間 3 万 9,000 円に相当するという試算もあります。やはり水田というのは、元来生態系、環境を守り、水田の涵養、それから洪水防止など、水田を活かしてこそ、日本の農業、豊かな発展があるのではないかと私は思うんですが、実際市場の米余り現象ですね。しかし、米余り現象についても、アクセス米が 70 万トン、逆にアメリカから輸入されていると。それをストップしたら、それだけでいいんです。現実、政府は、日本の農家を守っていくと、そういう形で言っていますが、やっていることは逆です。ですから、その辺の声を行政も農家も上げていく必要があると思います。そうしないと、実際今の農政を本来の農業者のための農政には切替えはできないと思います。ぜひとも農政課を中心に、農協、そして再生協議会などとともに、そういう声をどんどん上げていっていただきたいと私は思います。何か御意見はありますでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　今、議員からありましたところでございますけれども、実際まだまだ阿蘇市管内の農業者の方々に十分浸透しているわけではございません。昨年末、11 月から行いました人・農地プランの実質化に対する座談会等におきまして、知り得る部分の情報につきまして各集落に情報提供をさせていただいたところでございます。その中でも、やはり将来にわたっての危機感という御意見等については十分いただいている状況でございます。

今後は、コロナの影響もございまして、集落座談会の有無につきましても、全農業者の方に資料を配布するような状況で、現在、再生協議会で準備されておりますけれども、まずこういった状況の説明をペーパーで、また転作の受付を 3 月末から実施を行いますので、そういった受付時に再度こういった見直しの部分を十分丁寧に説明をした後に、各生産部会、またＪＡ、再生協議会等の意見等をまとめまして、支障になる、非常に問題になる部分につきまして、先ほど申しましたとおり、要望等も踏まえまして関係機関と連携の中で検討してまいりたいと考えています。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　それでは、その辺、よろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問として、野焼きの支払いの件でお伺いをいたします。

今年は、珍しく予定どおりに終了いたしました。野焼きについては、入会権を持つ住民の方からいろいろな御意見が寄せられています。それを度々私も聞くので、今回こういう形で質問をさせていただきます。

阿蘇の野焼きは、第二次世界大戦中も中断されることなく続けてきました。作業維持、そして、またこの野焼きの中にはぶせん制度、不参加時罰金という私たちの行政区の中でも正当な理由がなければ3,000円のぶせんがかかるという中で実施をされてきました。

国の中山間地域等直接支払交付金、また多面的機能支払交付金等の補助金によって運営をされています。しかし、一部の地域では行政区住民に対し支払いがなされていないという状況、そして野焼きの火入れの責任者は担当の行政区の区長さんです。そして、何ら事故が起きた場合、担当の区長さんが警察、消防署、今回うちの行政区ではありましたけれど、隣の行政区の担当の区長さんが、火が消えたと思って、帰った。それが、その後に森林へ燃え移ったということで、消防自動車、警察が来まして、最終的にうちの区長が顛末書という形で報告書を書かされて、ずっと警察に引っ張り回されたという状態です。

そういう中で、やはりこれは行政区の住民の皆さんが最終的には責任を持つと。ところが、実際はその支払交付金についても不明確な状態になっている問題点ですね。ですから、私が思うには、この交付金の支払い、直接担当行政区に対し、面積割合に応じて支払いはできないか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　まず、議員から御説明がありましたとおり、管内の野焼きに出席、参画された地元の方々の日当という形で中山間地域等直接支払交付金、また多面的機能支払交付金を活用いたしまして、支払いされている状況でございます。

野焼きの対応につきましては、様々な状況がございまして、行政区の区民の全員で対応する地区でありますとか、入会権者で実施する地区、また牧野組合員のみで実施する地区と、それぞれ地区ごとに違いがあるような状況でございます。

多面的機能支払交付金で申し上げますと、それぞれの牧野の面積に応じて交付金が交付されておりまして、それに対して下限を設定いたしまして、それぞれ野焼きの日当という形でお支払いをしております。

また、交付金の取扱要綱に基づきまして、それぞれ実績報告が上がった後に、状況の確認をさせていただいておりますけれども、日当の支払いにつきましてはそれぞれ確認検査等によりまして確認をさせていただいておりますので、支払いがないという実態については現在までないものと考えております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　今の意味が私も理解しにくいんですけれど、支払いがないという実態は、確認はされていない。現実に支払いがないということで私に相談があったんですけれど、実際私たちの部落においても、野焼きのお金として牧野組合から５万円かそのくらいの入金はあると、その内訳は分からないと、そんな内容なんです。そうしたら、その５万円の内訳を役所が実際面積割合、牧野も加えた状態で、牧野を除いた行政区に対して、それは可

能ではないでしょうか。それで、実際そのほうが行政区に対して直接振り込むと。そういうことであれば、振込がないとか、支払われていないとか、そういう苦情はないはずなんです。実際あるということであれば、やっぱり振り込まれていないとか、もらっていないという状況なんです。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　先ほども申しましたとおり、それぞれ地域ごとに野焼きに参画する方々の形態は違うようでございますので、現状としまして、草原を守る観点でございますとか、管内の野焼きの状況等も考慮しますと、やはり現状の活動組織への支払いが適当であるということで我々的には思っております。

また、それぞれ支払いの確認については、先ほど申しましたとおり、それぞれ出席に対する出面表によりまして確認をさせていただいておりますので、それについては交付額と一致している状況でございますので、そういった中で支払いがないという実態については現在まで報告を受けておりません。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　堂々巡りになりますが、これは実際の活動組織に対して支払いをしていると、そういうふうに、今、課長はおっしゃいました。ということであれば、実際に活動したのは牧野組合ですか。違うでしょう。担当の行政区の組合員です。その方が祭日に出てきて、野焼きをやっているんです。そうしたら、担当というのは、その組合員ではないでしょうか。牧野の組合員ではないでしょう。だから、その辺が私も理解できないんですけれど。その行政区の組合員に直接渡すのも別に問題はないと思いますけれど、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　現状、12 の活動組織、これについては多面的機能支払交付金に限ってでございますけれども、交付をいたしている状況でございます。この 12 の活動組織の中に 66 の牧野組合等がございまして、それぞれの活動組織からそれぞれの牧野に交付されている流れになっております。活動組織としましても、牧野が中心になる活動組織もございます。また、中には牧野組合以外の方の参画もある組織もございますけれども、現状は牧野組合員中心という形態の中で判断いたしますと、やはり現状の交付金の支出の流れといったものが適当であるということで考えております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　分かりました。この問題は、その実態調査を私のほうでもやって、また改めて御質問をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、順番を入れ替えましたコロナ感染まん延中の対応ということで質問をさせていただきます。

まず、保育士等の待遇改善について質問いたします。

まず、1 番目に確認をしたんですけれど、公立保育士の中で会計年度任用職員の方はいらっしゃいますでしょうか。その確認を先にお願いします。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　おはようございます。お答えします。

公立保育園の中に会計年度任用職員はおります。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　おるということで、分かりました。

それで、去る 2 月 17 日、厚生労働省から事務連絡により 2 つの項目において公設公営施設・事業所における賃金の改善という通知が来たと思います。この中に書いてあることは、今般の待遇改善では、新型コロナウイルス感染症の対応と少子高齢化の重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるという趣旨を踏まえて、公立の施設・事務所を対象に賃上げ、年間 3%、年間 9,000 円の賃上げをしてくださいという通知です。

そこで、確認をしたいんですけれど、民間の保育士、学童保育の職員に対してはどのような状態でしょうか。

○議長（湯淺正司君）　福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君）　まず、民間の保育士の件について回答します。

阿蘇市では、本件に関する通知を受けて、民間保育園等に対し、まず処遇改善をしますかという形で調査を行いました。民間全員が参加しますということでしたので、先般の議会において予算を計上させていただいて、補助金の御承認をいただいたところです。

本事業の趣旨としては、一時的ではなく、継続して今後も処遇改善が行われることを目的とされて行われる事業で、令和 4 年 9 月までは 100%国の補助金で行われるという形になっています。10 月以降は、保育園の財源となる給付費、こちらに組み込まれて払われることになります。処遇改善の上限額は保育園の規模ごとに決まりますので、その限度額内で民間保育園は自分の園の保育士さんはどうするというのを民間があくまでも決めていく形になります。

先ほどおっしゃられた学童保育士、学童の勤務者については、今回の事業の対象とはなっておりません。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　分かりました。

それでは、民間の場合は賃上げをされると、待遇改善を行うということで理解をさせていただきます。

それでは、この議会の中でも出ました一般職員と比較をして、保育士だけを上げるというわけにはいかないということで、150 円の 1 日増額という形で今回提案をされていますが、この事務連絡の内容の中身なんです。これは、あくまでもコロナウイルス感染の対応と少子高齢化、そこで働く労働者の収入を、働く方々の収入を引き上げるという意味合いですね。そのために、3%なり 9,000 円の賃上げを公共の保育士さんでも上げてくださいというのが事務連絡の内容ではないでしょうか。ただ、一般職員と比べ 150 円が妥当だと。その辺が私もちょっと、これは一般職員の皆さんとは違う労働条件の中で労働されているという特殊な状況があります。そうであれば、私は 150 円というのはあまりにも低すぎると思います。そ

の辺のお考えはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　総務課長。

○総務課長（村山健一君）　おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

民間の保育士の収入につきましては、処遇改善手当等について、平成 25 年から、いわゆる一般のほかの業種と比べて、我々は一般の職員から係長、また課長補佐、課長という形で、昇格、昇格に応じてそこが上昇していきます。そうしますと、保育園等については、採用されてから、それから年限が経っていっても、昇給の上がり幅が少ないというところと言われておりまして、そういった部分があって、離職されていく方が多いという根本的なものがございまして、処遇改善が行われているところがもともとございます。

そして、今回、先ほど議員がおっしゃったように、昨年 11 月 19 日に閣議決定がされております「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」ということで、その最前線で働く保育士や看護師についても処遇を改善していこうということで話が出てきている中でございます。そうしましたときに、我々公務員につきましては、いわゆる先日からもお話ししておりますように、人事院勧告に基づいた形が出てきておりまして、今回初めてほかの省庁からこういった改善という部分が出てきているところでございまして、我々と同じ給与法で保育士も上がっていくという状況でございます。

ただ、コロナの対応につきましては、やはり先般の議会の中でもお話ししましたように、我々は、在宅勤務であったり、時差出勤とか、そういった形でコロナ禍を避けることができる。ところが、保育の現場におきましては、なかなかマスクをつけることもできない、そういったところがありますので、いわゆる危険手当みたいな状態と酷似しております。そのほかの山上勤務手当などの特殊勤務手当の金額等を勘案し、また熊本市におきましても福祉業務、保育園に勤務される方々に同様の手当が出されております。こういったところを勘案しまして、この 150 円という金額を定め、支給するということで今回の議会でも上程させていただいているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　分かりました。この問題は今どうのこうの言ってもなかなか難しいと思いますから、これはやっぱりコロナ禍が収まるというんですか、早いこと収まってもらったらいいんですけれど、第 7 波、第 8 波が続く状態であれば、私はまたこういう待遇改善についてもどんどん意見を言っていきたいと思います。

それでは、次の問題に移りますが、この問題は、訪問介護のヘルパー、それから小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問看護に対してリスクに見合った感染対応加算を要望しますということですが、実際訪問介護のヘルパーさん、これは濃厚接触者、またコロナ感染者に対して身の危険というんですか、感じながらも、最近、第 6 波の中で非常に病院に入院せずに、濃厚接触者も実際自宅待機とか、そういう形になっていますので、そこの中でまた介護をしていくと、そういうことであれば直接感染者と交わるという可能性もあります。ところが、これは医者と看護師に対しては大きな助成があるんです。医者の場合は 1 回

当たり 2 万 8,500 円、それで同じ訪問看護師には 1 万 5,600 円。ところが、同じ介護職に対してはゼロという状態です。その辺の状況を非常におかしいと思いますので、今の状況の御説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　お疲れさまです。お答えいたします。

介護職につきましても、保育士と同様に処遇改善の支援補助ということで、本年 9 月までが補助金として、そして 10 月以降が介護報酬の改定を行って、月額 9,000 円を同様に措置するということで、制度が構築されているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　それでも、やっぱり月額 9,000 円ということですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　介護職 1 人当たり 9,000 円相当ということでございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　そういうことであれば、介護職全員に対して 9,000 円と、そういうふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　これは、事業所ごとに範囲を決めることができます。標準的な職員の配置の事業所で 1 人当たり 9,000 円ということで、事業所の判断で介護職以外の方につきましても処遇改善補助金に充てることができるとお示しをされております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　ということであれば、事業所でその辺の予算の配分の仕方というのは、自分の事業所で配分は可能なんですね。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　各事業所の配置状況によって決まってまいりますので、全職員が対象となるか、そこの判断につきましては、県のほうで補助を受け付けます。その事業所の状況によって、勤務年数あたりも絡んでくるかと思いますが、一律に 9,000 円の引上げを行うものではないと。ただし、9,000 円相当ということで制度の構築がされているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　金額的には私は満足できませんが、制度的にそういう制度があれば、その差額についてはやはり市単独で可能な限り補助をしていくというのは私の意見ですが、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　市町村が、通常よりも高い報酬を設定する場合には、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。そして、この認定につきましては、地域密着型のサービスのみが対象として認められておりますので、現状では阿蘇市において独自の手当等を設定することができない状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　分かりました。

それでは、この問題、長い状態でまた考えていかなければならないと思いますが、今度また質問をさせていただきます。

それでは、次に運転代行の支援ですけれど、これは2年に及ぶコロナ禍の中で飲食店の休業、時短の営業、酒類の提供を停止する中で、運転代行の依頼は激減、そしてコロナ禍で売上げが半減した以上、自分の給料も出ず、預金を取り崩し、昼間はよそで働き、細々と営業を続けていますが、それもそろそろ限界だという知り合いの代行業者は嘆いています。実際飲食店の支援金を比較した場合、これは飲食店の場合、コロナ禍の中で約400万円の支援金。ところが、代行運転の場合は、受け取った支援金が計算をすれば大体平均で140万円、これは大きな開きなんです。約9割近くを飲食店からの代行依頼による運転代行は、実際穴埋めがきかないという状態です。飲食関係の中でも最も私は支援が必要な分野ではないかと思います。その辺のお考え、御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　運転代行の支援策ということでございます。市としましても、これまでには事業継続支援金として、1 事業者当たり 13 万円の支援をさせていただいております。現在、国のほうで事業復活支援金ということで、売上げが下がった事業所さんについては30%から50%の場合30万円、これは個人事業主の場合です。50%以上いきますと 60 万円という支援事業もございますので、まずは、今、国が行っております事業に取り組んでいただきたいと思っております。市としては、1 つの特定の事業所に対する市の独自支援というのは厳しいかと思っております。

ただ、この国の支援というのが、インターネットであったりとかいう形で、今、情報がウェブ上だけしか出ていないというパターンもございまして、商工会等に加入されていない事業所さんについては、今の事業復活支援金と、また月次給付金等もございましたけれど、そういった情報が伝わっていない可能性がございますので、その場合についてはまちづくり課に御連絡いただきますと、丁寧に御案内しておりますし、昨日も来られた方については商工会を御紹介させていただいております。今、この事業復活支援金は、事前に商工会、銀行、税理士という部分での事前審査が必要になりますので、商工会に確認しましたところ、商工会の会員以外でも、費用はかからず、事前審査をするということを確認しておりますので、そちらのほうでお願いしたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　御回答は毎回一緒ですけれど、時間がありませんのでまとめさせていただきますけれど。これは、運転代行が現実的に減れば、今のコロナ禍が収まって、飲食業がある程度回復したときに、逆に今度は飲酒運転が増えるのではないかという危険性も考えられます。やはり飲食店と一体的に支援を考えていく必要があると思いますので、その辺は大きな課題だと思います。今回もう時間がありませんので、これにて終わりますが、その辺もやっぱりまちづくり課のほうで十分考慮して、政策的に考えていただきたいと要望いた

します。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　6番議員、竹原祐一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、暫時休憩をいたします。11時35分から再開いたします。

午前11時25分　休憩

午前11時35分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、19番議員、河﨑德雄君の一般質問を許します。

河﨑德雄君。

○19番（河﨑德雄君）　19番議員、河﨑でございます。時間が12時に迫っておりますけれども、できるだけ簡略な質問をいたします。今回は阿蘇市の総合計画ということですけれども、質問の通告が政策防災課とか財政、それと一番先ほどから質問があっておりましたけれども、阿蘇市の基幹産業の農業とか観光の問題、それと私も高齢者でございますけれども、社会保障関係の高齢者対策とか子育て支援について質問をいたします。

まず、阿蘇市の総合計画ということですけれども、今般、後期の基本計画が配付されております。そういう中に、阿蘇地域は、昨年、旧阿蘇町が過疎地帯になってびっくりしておりました。今回は本年の4月1日で阿蘇市全体が過疎地になるようでございますけれども、この経緯をまずは政策防災課長にお聞きいたします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　お疲れさまです。過疎全域の経緯についてということで、改めて説明させていただきます。

昨年の過疎計画の話から少し触れさせていただきますが、旧過疎法が昨年の3月に期限を迎えまして、その後、4月に新しい新過疎法ができますが、その施行に伴いまして、人口要件が見直され、これまで旧波野村であったのが、旧阿蘇町も含めて加えられたものとして計画が変更されたものです。

その後、旧阿蘇町、旧波野村の過疎計画を見直して、昨年9月議会において議決を経て、策定したところでございますが、また、その後11月に国勢調査の数値が確定したこともございまして、今年4月をもって旧一の宮町全域が過疎指定地域となった流れがこれまでの経緯になります。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19番（河﨑德雄君）　全体の概要については全員協議会でもお聞きしておりますけれども、令和2年の国勢調査時の人口数と65歳以上の高齢者比率はどのくらいですか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　人口要件ということで多分そのことを触れていらっしゃると思うんですけれど、指標の定めに出てきます人口要件に昭和 55 年と令和 2 年の人口の数値を比較してというのが一つございます。参考で、昭和 55 年が 3 万 4,004 人あったのが、令和 2 年は 2 万 4,930 人となっております。

高齢者の数値につきましては、65 歳以上が令和 2 年で 1 万 51 人ということです。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　政策防災課長にもう一つお尋ねしますけれども、今年の策定の中で 4 月にパブリックコメントの実施となっておりますけれども、これはやっぱり多く住民の意思を反映させて計画するのがいいのではなかろうかと思っておりますけれども、どのような実施方法を取られるわけですか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　市の基本的な計画等の立案過程におきましては、その趣旨、内容については、広く市民に公表し、議員が言われたパブリックコメントにより、意見を求めまして、これを考慮して意思決定を行うこととしております。

スケジュールとしましては、3 月中には計画の素案（たたき台）を作りまして、4 月の中頃に策定案の公表をホームページで行います。意見の集約につきましては、ホームページやお知らせ端末、広報で皆さんから意見をお集めするという周知を行いまして、提出期限は大体概ね 20 日間を予定しております。その後、結果を集約し、まとめたものを各課に促しなりを行いまして、最終的な意思決定を行うということで考えております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　政策防災課については、そのようなパブリックコメントで広く住民の意見を聞いて、また総合的には各課がばらばらではなくて、この計画もばらばらみたいに書いてありますけれども、課が連携を図って、ぜひやっていただきたいと思います。これで、政策防災課は終わります。

この過疎は、私も 1 月の新聞で見て、びっくりいたしました。全体的にはやっぱり過疎地が地方に多くて、5 割近くが過疎になっているそうです。指定は 885 市町村で、今年の国の過疎対策費の予算が 5,200 億円あるそうです。これは、本会議で廣瀬課長からもあっておりましたけれど、特定の限定はないと、極端に言えば、何でも使われると。そういうことで、広く産業とか社会保障とか、阿蘇市が言われる「ONLY ONE」の阿蘇、誇れる阿蘇づくりに過疎債を使っていってもらいたいと思いますけれども、まずはここで財政課にお尋ねしますけれども、過疎債の活用要件はどんな基準ですか。これをお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　失礼します。

まずは、阿蘇市の過疎計画に掲載されていることが前提となります。それから、過疎法第 14 条第 1 項にハード事業が規定してありますし、同じく過疎法第 14 条第 2 項にソフト事業の規定が盛り込まれております。その過疎法の趣旨に合致するということが採択の基準であると考えております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　これは政策防災課か財政課か分かりませんけれども、昨年の 9 月に策定いたしました過疎計画、これは見直すことをするんですか。それをまずはお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　過疎計画の見直しということで、今回新たに旧一の宮町を加えた過疎指定地域となりますので、当然全体的な見直しを行うことにしております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　今度の質問は後期計画の質問ですけれども、前期計画の中で計画の推進ということで進行管理（ＰＤＣＡ）を行うこととなっております。このＰＤＣＡに対する考え方ですね、とてもいい計画、構想がなされておりますけれども、これを何か１つでも実行するためには、ぜひＰＤＣＡが必要と思いますけれども、このような取組はいかがいたしますか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　ＰＤＣＡ、実情の状況確認という意味でＰＤＣＡとうたわれておりますが、その件につきましては、当然、毎年の「主要な施策の成果」による事業の検証、この総合計画につきましてはローリング方式による実施計画の見直しを行っているところであります。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　今回の質問について、冒頭に言いましたけれども、土木や農業委員会とかは通告をしておりません。しかし、阿蘇市には発展の段階で熊本地震の未施工分、例えば狩尾幹線道路や河川など、東岳川とか西岳川あたりもまだたくさん未施工で、道路も含んで復旧工事は残っております。そういうところを関係課が連携して取り組んでいただきたいと思います。以上、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　各課において必ず必要と思われる事業計画を立てられまして、その後、その事業がどういうふうに工事がなされたかとか、実情どのように進んだかというのを各課においても確認しますので、そういった災害復旧等についても確実に確認しているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　政策防災課は、いいです。

続きまして、通告しております躍進というタイトルですけれども、農政課とまちづくり課とか観光課に尋ねます。

まず、農政課ですけれども、中山間地対策とか、先ほどたくさん質問があっておりましたけれども、このことについては、やっぱり農家の啓発を図って、農協（ＪＡ）あたりと取り組んで、農政運動を強くやっていただきたいと思います。

そういう中に、今、ウクライナの話もロシアの話もたくさん出ておりますけれども、日本

は自給率が 38%だそうです。自給率が低くて、すべてが物価高になってくると、商品が高くなるということで、非常に日本の経済を揺るがしております。

そういう中ですけれども、まず農政課長に聞きます。新規就農者対策、多面的機能、中山間地、農地中間管理機構関連の農地整備とか、この取組について、まずは前期計画でどのような計画を持っておられたのか。どのような成果が現れたのか。それと、一つは、今度の後期計画ではどのような取組をするのかをお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　失礼いたします。

まず、農林畜産業関係でございますけれども、議員がおっしゃいますとおり、新規就農者、また中山間地域等直接支払事業、多面的事業等々のあらゆる施策に基づきまして、前期計画から市の施策としまして反映させて取り組んでいるところでございます。

事業の成果としましては、まず新規就農者の推移からしますと、令和 2 年現在でございますけれども、合併以来 173 名の新規就農者の方々がそれぞれ新規参入、またUターン、新規学卒者という形で地域に定着をしていただいております。この定着といったものにつきましては、当然ながら就農前の開始時の経営資金等々の部分が当然必要なわけでございますけれども、そういった国・県の制度を活用して、十分就農に必要な部分の手当てを行うとともに、阿蘇市独自の支援策としまして機械導入、施設導入に対しまして一部助成を行ったところでございます。こういった制度に基づきまして、新規就農者の延べ人数という形で成果が上がっているものと考えております。

また、後期計画におきましては、現状から最終目標としまして、令和 6 年度で 250 人の新規就農者の確保としております。今後、国の新規就農者に対する支援事業もまた拡充され、また、市の独自の部分につきましても、現在見直し作業を行っております。そういった制度の充実化を目指しまして取り組んでまいりたいと思います。

また、その他の事業でございますけれども、前期・後期計画に基づきまして、さらなる阿蘇市の農林畜産業が足腰の強い持続可能な地域農業につながるような仕組みづくりを後期計画に反映しておりますので、引き続き施策の推進をやってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　私のほうで聞き漏らしたかもしれませんけれども、先般、山鹿市は 40 人の新規就農者が来られたとなっております。阿蘇市では、先ほど新規就農者は 137 名と言われましたけれども、現実的には 1 年間ではどれだけでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　これについては、令和 2 年末の数字でございます。137 名でございます。年度によりますけれども、一時期 20 人を超える年度もございましたけれども、例年ですと 15、6 人の定着で推移をしている状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑德雄君。

○19 番（河﨑德雄君）　新規就農の導入についても、他の市町村は独自の策を取っており

ます。そういうことで、今、課長の言葉に独自の事業あたりを取り入れると言われましたけれども、ぜひ阿蘇地域の農家は高齢化でどうすることもできません。区役あたりも本当に嫌々ながら、みんな参加しております。そういうことも鑑みて、ぜひ独自の施策を取り入れる道があると思います。そういうことで、ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、先ほど竹原議員からもありましたけれども、やっぱりそういう制度の見直しが国でされております。先ほども言いましたけれども、これは農政運動を強くしてもらいたいと。農家の交付金はとも補償制度も農家に啓発をもうちょっとしていったらいいのではなかろうかと思っておりますので、そのあたりは再生協議会あたりと強く農政の方向づけをしていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　さらなる施策の目標、努力ということで、独自策については、当然現在仕組みづくりという形で取り組んでいるところでございます。また、新規就農者に限りましては、現在、阿蘇地域で農業師匠制度ということで受入れに対する技術習得の実践研修等といったものを制度化いたしておりますので、そういった制度の拡充、見直しあたりも含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　阿蘇市の農業は基幹産業でございますので、ぜひ誇れる農政をやっていただきたいと思います。これで、農政課長には質問を終わります。

続きまして、まちづくり課ですけれども、ふるさと納税とその状況について。それと、よそから来た人は、阿蘇はすばらしいところだと言われます。しかし、なかなかよその町村よりも移住・定住者が少ないようでございます。まちづくり課に、阿蘇郡の他町村との比較を兼ねて、ふるさと納税の額と移住・定住の件数をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　失礼いたします。

ふるさと納税の額でございますが、これは国で発表しております額でございますが、令和2年度の受入れ分になります。阿蘇市が1億8,600万円、南小国町が9億9,000万円、小国町が2億2,000万円、産山村が1,700万円、高森町が8億5,609万円、西原村が4億2,600万円、南阿蘇村が2億1,200万円という形になっております。

それと、移住・定住の数字でございますが、すみません、細かい数字を持ってきておりませんが、今、空き家バンク関係について、約 130 件ほど登録があっておりまして、70 件ほどの契約等ができているものと考えております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　今、荒木課長からふるさと納税の阿蘇管内の額を聞きましたけれども、本当によそから見れば、阿蘇は一つです。まさしく阿蘇は一つです。そのような中で、私は、比較的、阿蘇市は少ないと思っております。比較的よりも、断トツに少ないのではなかろうかと、そういうふうに思っておりますけれども、自家農産物を商品化するのも積極的にやられておりますけれども、今このような額でございますので、さらにどのような取組を

したら、ふるさと納税額が多くなってくると思いますか。取組について質問します。

○議長（湯淺正司君）　お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、19 番議員、河﨑徳雄君の一般質問の時間が残っておりますので、このまま続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、このまま続行します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　ふるさと納税でございます。私たちふるさと納税担当課としては、他の自治体と競争するという形は考えておりません。あくまでも地元の農作物、また各商店が販売しているものをできるだけ商品にのせて、阿蘇の商品を阿蘇域外に出していきたいという形でふるさと納税にこれまでも取り組んできております。

令和 3 年度からは、新たな阿蘇の農産物を使って、今、新たな返礼品を開発している途中でございますので、今後も、商工会等々と、また商店主と協議しながら、新たな商品等ができるよう取組を進めていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　ぜひよそに誇れるように、額が多いにこしたことはありません。阿蘇市の財源にも大きく寄与いたしますので、そういうことを含んで、まちづくり課長には質問を終わります。

続きまして、観光課にお尋ねいたします。観光課は、いろいろとイベントをされておりますけれども、まずは阿蘇市総合計画の前期対策の中でそういう指標、目標、観光客の入込数あたりを立ててやられてきておりますけれども、どのような成果でしょうか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　観光客の状況ということでございます。前期については、インバウンドが非常にコロナ前は好調でございました。17 万 8,000 人という過去最大のインバウンド数を阿蘇市のほうで出しております。その後、非常に残念ですけれども、やはりこういった状態になりました。要するにこの景観は世界的な国際競争力に勝るものと位置づけていただいていると思っておりますので、環境省とか観光庁の事業も多くいただいているところです。そういったこともありまして、これらの事業をしっかり進めてまいりました。なので、インバウンドについても、後期の最終目標、令和 6 年については 23 万人と大きな数字を掲げております。阿蘇くまもと国際空港の方たちとお話をしておりますけれども、阿蘇の誘客ということを熊本県としても考えていらっしゃるということで、今後、インバウンド対策というのは強化していきたいと思っております。

御質問は観光客の状況ということでございます。観光客の入込み自体はそこまで下がってはいません。ただ、問題は宿泊でございます。宿泊は、60%、70%減でございます。そういった状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　観光客の入込みについてはコロナで大変影響があると思いますけ

れども、この計画の中では 310 万人の目標に対して、平成 32 年（令和 2 年）には 570 万人の計画が立ててあります。目標は高いほうがいいわけです。そのためには、後期計画ではどのようなイベント、どのような策を取って、最終目標、インバウンドまで含めて 600 万人を目標にしておりますけれども、どのような考え方を持っておられますか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　数字に向けてですか。まず、民間さんそれぞれが、宿泊業もですけれども、1 軒 1 軒、社長さんたちが、見込みがあると思って、今回どんどん規模を整備しておられます。そういう皆さんからの意見に、旅館組合さんとか観光業者の方たちとしっかり連携を組んでという話がありました。みんなそれぞれが次に向けてちゃんと戦略を立てております。その人たちと一緒にやっていって、そして誘客を図るということに尽きると思います。皆さん、それぞれ社長さん、事業所主のそれぞれの戦略と一緒にやっていくということが本当にそれぞれの収益にもなるし、また私たちの阿蘇市の税収にもなって、農業、商業、皆さんの繁栄につなげるということだと思っておりますので、すみません、具体的にこれという意見になりませんけれども、そういった思いでおります。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　まさしく観光客、外から見れば、阿蘇は一つでございます。市長の言葉で、阿蘇火口がやっぱり熊本観光、阿蘇観光にしても一丁目一番地と位置づけておられます。そういう中で、阿蘇山上はロープウェイがありません。本当に過疎というか、弊害した状況でございます。見学エリアあたりの変更とかいろいろやっておりますけれども、私はやっぱりインバウンド、修学旅行あたりが来たときは、山上の道路の整備、大型車が通るような整備、それは環境省とかいろいろ規制はありますけれども、そういうところに大型バスが通れるようにしなければ、阿蘇観光は衰退するのではなかろうかと、そういうふうに思っておりますので、あれは公園道路ですか、山上広場から山上に向かう道路の拡張などの計画あたりもぜひ入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　議員がおっしゃいましたとおり、山上というのは世界的目玉でございまして、道路の件も、どういった車両でも通るような整備工事費を今度補正で上げさせていただいていますので、議員がおっしゃった、どういった車両も通るような道路にしていくというのは工事として行います。それと、奥のほうの駐車場の拡張も進めます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　もうようございます。阿蘇の基幹産業、観光の振興でございますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

続きまして、通告をしていると思いますけれども、ほけん課に特定健診受診率の向上と、私も長年受診しておりますけれども、この受診率の向上となっておりますけれども、大体今までの前期計画の中ではどのような数値をもって、どのような結果になったかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　お疲れさまです。お答えいたします。

ほけん課におきましては、健康づくりを主な目標の１つとして掲げております。特定健診の受診率につきましては、令和 2 年度の実績が 49.3％でございます。目標としましては、55.1％ということで掲げさせていただいているところでございます。

特定健診につきましては、令和元年度で 2,185 名ほどの受診をいただいております。コロナが始まりました令和 2 年度に 2,198 名、若干増えております。そして、速報値ではございますが、令和 3 年度につきましても 2,229 名ということで、若干受診者数が伸びてきている状況でございまして、引き続き取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　特定健診受診率の向上については、いつも議会でも質問があっておりますけれども、受診率の向上に、熊本県内では私は調べておりませんから分かりませんけれども、長崎県の島原あたりは特定健診無料というＰＲがされるわけです。無料にすればどういう特典があるのかなと思っているわけです。分かればそれと、特定健診受診率が向上すれば交付金等でどのような還元、有利になるのかをお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君）　すみません、無料に関する特典につきましては何ともお答えができませんが、受診率が上がることによりまして努力者支援金として国保に県から交付金が出されることになりますので、受診率の向上は必要かと思っております。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　島原の場合は、直接行政の人に尋ねてはおりませんけれども、住民の方にお話ししたことはあります。受診率が上がれば、みんなが受けて、早期発見・早期治療が進んで、医療費が軽減できると市民から聞きました。そういうことも含めて、阿蘇市あたりもそういう取組をして、高齢者対策などをやってもらったらいいと思いますけれども、これは要望にとどめておきます。

高齢者は、私も長く老人クラブに入っておりますけれども、手厚い老人手当あたりも出していただいております。さらに、それこそ何度も言いますけれども、阿蘇市が誇れる ONLY ONE の阿蘇づくりにそういう福祉行政あたりも頑張っていただくことを要望して、質問を終わります。どうもお疲れさまでございました。

○議長（湯淺正司君）　19 番議員、河﨑徳雄君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、午後 1 時 15 分から再開いたします。

午後 0 時 11 分　休憩

午後 1 時 15 分　再開

○議長（湯淺正司君）　これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、2番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　2 番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行います。3 月定例会最後の一般質問の登壇となりますので、簡潔に質問を進めてまいりたいと思います。

今回は、市民の暮らしに密着した安心・安全な道路の維持管理に絞って質問を進めてまいります。御存じのように、道路は市民生活を支える基礎的な社会資本であります。毎日の社会活動やいろいろな経済活動を支えるとともに、災害時の救援活動や救急救命活動など、とても重要な役割を担うものであります。

そこで、まず道路の維持管理で建設課及び農政課において経常的に実施している点検の内容とその頻度について、それぞれ答弁を求めたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　お疲れさまです。お答えいたします。

建設課で管理しております市道につきましては、会計年度任用職員におきまして作業班を形成しております。それによる道路パトロール、そのほか職員が現場に出る際にもパトロールを兼ねて巡回をしております。

パトロールにおきましては、路面の沈下、陥没等の有無、道路側溝や蓋等の異常がないかを確認するようにしております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　パトロール等で対応しているということですが、会計年度任用職員、また職員が現場に行くときということですけれども、パトロールは全路線を定期的に月 1 回最低回るとか、そういう点検はされていますか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　2、3 か月に 1 回、全路線を回るようにしております。あとは、穴補修をしたところとか、過去に補修したところを経験に基づいて巡回していただいております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　その内容と頻度で十分と建設課長としては捉えられていますか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　基本的には補修だけでは追いつかないところをさらに補修している状況でございまして、できればまとめて舗装して、点検の効率をよくしたいと思っておりますので、さらにする必要もあるかなとも思っております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　これまでの道路の損傷によって専決処分等を出された、そういう経緯もありますので、やはり事前にそういうことが発生しないうちに、小さいうちから点検を行いながら補修を進めていくということを心がけていただきたいと思いますが、まず先ほど

のパトロール等で点検によって発見した異常箇所はどのように対応されていますか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　即時対応できる分は、材料を積んでおりますので、その場で対応いたしますが、対応が遅れる場合は、三角コーンなどで注意喚起いたしまして、後ほど本格的に補修をしております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　では、建設課の分は、また後でお願いします。

では、農政課に同じ内容で林道等の管理している道路についての状況をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　失礼いたします。

農政課の管理しております管内の農道・林道でございますが、主に舗装の破損状況については、職員によります日常の道路パトロールによりまして点検を行うとともに、併せまして市民の方々からの通報をもとに管理を行っている状況でございます。また、損傷箇所につきましては、その都度補修を行っているところでございます。

また、重要構造物であります橋梁につきましては、目視点検でありますとか、5 年に一度の詳細点検を実施している状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　それでは、また建設課・農政課にお伺いしますが、同じ内容で、農政課長は座っておられます。まず、農政課について、道路事業における農政課管轄の道路関係で農政課に寄せられた区長要望であったり市民からの通報の件数と内容を、過去 3 年間で何件ぐらいあって、そういう要望のあった改修・補修等があると思うんですけれども、その対応済みの件数、要望の何％程度解消しているのか、それをお尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　まず、区長要望、また市民の方々から通報のございました件数、内容でございますけれども、まず区長要望としまして、農道関係が 3 年間で 13 件でございます。内容につきましては、路盤の舗装の損傷、また道路排水等の要望の内容が中心となっております。

また、林道関係でございますけれども、3 年間で 3 件の要望があっておりますけれども、主に広域基幹林道阿蘇東部線の白線設置要望でございます。また、地元の方々からの通報につきましては、先ほど申しましたとおり、主に舗装の破損でございますので、その都度補修の対応を適宜行っている状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　ありがとうございました。

では、次、建設課にお願いします。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　建設課につきましては、道路に関する区長要望については、令

和 3 年度が 116 件のうち 80 件、令和 2 年度が 150 件のうち 97 件、令和元年度が 160 件のうち 123 件となっておりまして、内容につきましては、道路の拡幅、舗装、側溝改修、側溝新設など様々な内容でございまして、対応できた部分としましては 3 割程度ではないかと思っております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　今、建設課では要望に対する実施率は約 3 割と考えているということです。非常に毎日通る生活道路等もありますので、そのあたりは実施率を少しでも上げていただければと思います。

次に、建設課に、道路の白線、いわゆる路面標示についてお尋ねをします。路面標示は、センターラインや車道外側線などの区画線は道路法により道路管理者が、また横断歩道や停止線などの道路標示は道路交通法により公安委員会がそれぞれ管理することになっておりますが、建設課が管理しています市内の道路において、区画線が消えていたり、また薄くなって見えなくなっていたり、その機能が低下して、補修が必要と思われる路線延長は、なかなかこれは難しいと思うんですが、建設課長としてどの程度必要な割合があるのかをお尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　管理する市道は 700 キロメートルを超えます。すべてに外側線が必要なわけでもなく、引いていないところもございまして、主に利用頻度の多い幹線道路あたりに外側線を引いておりますが、いたちごっこで、引けば、また消えるということで、これにつきましてもやはり 6 割、7 割ぐらいは引き直しが必要ではないかと思っております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　どうしてもやっぱり道路の改良事業とか新設事業を行っても、年数が非常に経過して、劣化が進んでいるのが阿蘇市内のほとんどのインフラの状況ではないかと私も思っております。そういう中で、建設課としてそういう補修延長を少しでも伸ばす、そういう対応策を何か考えられていますか。

○議長（湯淺正司君）　建設課長。

○建設課長（中本知己君）　外側線とか安全施設関係は、政策防災課もございますが、200 万円程度で年間回しておりますので、それをまたウエイトを上げるということしかないかと思っております。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　どうしても事業執行上は予算が必要となります。少しでも予算を確保していただいて、住民の安心・安全につながるような道路の補修等をお願いして、建設課のほうは終わりたいと思います。

次に、先ほど言いましたように、横断歩道や停止線など公安委員会が管理する部分ですね、こういう部分の道路標示等の破損箇所、先ほど言ったように、消えていたり、表示が見えなくなっていたり、そういう場所の解消やカーブミラー等の設置についての要望件数と対応済みの箇所数、割合ですね、どれぐらいあるのか、政策防災課長にお尋ねします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君）　お疲れさまです。

交通安全施設の整備状況としまして、まず直近の令和3年度の状況から説明させていただきます。全体的に一通り言いますと、カーブミラーにつきましては 14 基、カードレールにつきましては1か所、21 メートル分、あと主に外側線につきましては 2 か所の 1,046 メートル、あと指導停止線として一旦停止の代わりになります、阿蘇市で引く指導停止線が5か所の 13 本、あとラバーポールといいまして、侵入を規制する、歩道等に車が入らないように規制します赤と白のポールですね、それを今年から取り入れまして、2 か所の 8 本設置しております。

あと、公安委員会の関係する要望関係ですけれど、ここ3年遡って、主に令和2年に8行政区から要望がございました主に停止線の引き直し、あと横断歩道の塗り直し等がありまして、その8か所に対して公安委員会と市が対応した分を含めますと6か所、8分の6の 75%が対応できているということで、残り 25%については引き続き停止線を引く場所についての調整協議を行っているということでございました。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　いろんな道路の中でどうしても人命に関わる分、やっぱり一番に交差点等ですね、そういう中で公安委員会に関係する部分については、速やかに県の公安委員会に要望を出して、対応を急いでいただけるよう、今後の取組をお願い申し上げたいと思います。

質問の冒頭でも述べましたけれども、毎日多くの人が、そして多くの車が利用する道路において路面状態の悪い箇所の補修等を含み、区長をはじめとする市民の方々からや道路利用者から寄せられた情報に基づいて十分にその要望に対して対応していると考えているのか、土木部長に答弁を求めたいと思います。土木部長も異動されるようですので、後任の部長への引継ぎを兼ねて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（藤田浩司君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、建設課では、市道 1,032 路線、延長 734 キロメートルを管理しているところでございます。先ほどから申し上げましたとおり、日頃から点検パトロールなどを実施して努めているところでございますけれども、何分各地域からの御要望も多くございます。はっきり申し上げまして、十分に応えられている状況ではないということは言えると思います。実際、令和 4 年度の予算におきましても、道路維持関係につきましては 6,000 万円、およそ 30 件ほどは補修の予定をしているところでございますけれども、その予算面と、あと人員の問題もありまして、なかなか手が届かない部分があるというのが実情でございます。ただし、やはり一旦事故が起これば管理責任を問われますので、まずは緊急性があるものを優先して、地域性を踏まえながら取り組んでいる状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　土木部長、ありがとうございました。

道路の老朽化が今後も進む中、各地区や道路利用者から様々な要望が寄せられ、また答弁の中にもありましたように、限られた予算の中での対応は大変厳しいものがあると思っております。しかしながら、児童生徒の通学路の安全確保をはじめとして、市民の暮らしに密着した快適な生活環境が維持されることを執行部に求めたいと思いますので、最後に市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　すみません、もう一度、お願いします。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　いろんな住民生活に直結した道路であります。そういう中で、補修の必要な箇所だったり、白線が消えていたりと、住民からの要望がありますけれども、なかなか限られた予算の中では非常に建設課・農政課・政策防災課等も、住民の要望に 100%はなかなか応えることができないということですけれども、先ほど言ったように、住民の安全確保だったり、市民の暮らしに密着した生活環境の維持を執行部に求めたいということで、市長にぜひそのあたりに配慮いただいて、予算措置等をお願いできればと思った、そういう内容の質問です。

○議長（湯淺正司君）　市長。

○市長（佐藤義興君）　今、議員がおっしゃいましたことは、本当にそうだと思っております。私も自分で車を運転しながら阿蘇市内のほうも回ってまいりますけれども、白線がすごく消えかかって、少し大変だなというところもありますし、またいろんな休日でも住民の皆さんとか、あるいは特にこういう気候になって、子どもさんたちが外に出てということになりますと、道路の管理ということは一番大事であると思っておりますし、今後もしっかりと強靭化対策、いろんな国とか県の予算を追求しながら、より少しでも、そして安全に安心した阿蘇市になっていくように、これからもさらに努力してまいりたいと思っております。

先ほどは、失礼をいたしました。

○議長（湯淺正司君）　佐藤菊男君。

○２番（佐藤菊男君）　ありがとうございました。

効率的に進めるためには、やはりいろんな補助制度を利用したり、財政的な裏づけがないと、担当課も十分な対応ができないかと思います。佐藤市長は、よく市民の前で「健康が一番・元気が一番」ということを呼びかけておられますので、道路についても「安全が一番・安心が一番」、そういう気持ちで道路の維持管理に努められ、市民の要望に、負託に応えられるようなサービスの充実を今後も図られることをお願いしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（湯淺正司君）　2 番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第 2　委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」、議題と

いたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、しばらくお待ちください。

ただ今から追加議案の審議に入りますが、追加提出が 2 つに分かれていますので、それぞれで審議をいたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。ただ今、市長より同意第 1 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」の議案が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。

それでは、同意第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました同意第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1　提案理由の説明

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君）　それでは、早速でありますけれども、令和 4 年第 1 回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

同意第 1 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」

本件は、阿蘇市教育委員会委員の任期満了に伴い、阿蘇市教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 1 件（人事 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第２　同意第１号　阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 2、同意第 1 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　お疲れさまです。

議案書の 1 ページをお願い申し上げます。ただ今追加の議題としていただきました同意第 1 号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

現在の教育委員会委員でございます池部眞智子先生が、令和 4 年 3 月 31 日をもちまして任期の満了を迎えられます。引き続き、教育委員会委員として任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

改めてになりますけれども、任命を行いたい方、池部眞智子氏、再任でございます。任期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間。欠格事項につきましては、非該当でございます。

経歴等につきまして、2 ページをお願い申し上げます。昭和 56 年 4 月に熊本県公立学校教員として採用された後に、平成 24 年 3 月に当時の阿蘇市立古城小学校長を最後に御退職されております。その後は、人権擁護委員を 2 期 6 年、お務めをいただいております。また、現在、図書館協議会委員、阿蘇市行政改革推進委員会委員、併せまして、平成 30 年 4 月からは、阿蘇市教育委員会委員として御活躍をいただいているところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原　正君）　11 番、市原です。

教育委員の池部先生の任命については何ら異議ありませんが、一つ、総務部長に聞きたんですけれども、これが何で追加議案になるのかということを聞きたいんです。既に 4 年前に池部先生を教育委員にして、今年の 3 月 31 日で任期が切れるというのは当然分かっていることで、当初の議案集になぜ載せられなかったのか、その点の理由をお聞きしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　通常人事案件を上程する場合、まず御本人さんが早い段階から退任されるということで御意思が分かっておられる、そして次の候補の方の承諾も得て、欠格事項等の照会、そういったものも終わっていれば、これまでは早い段階で当初の議案の中に盛り込ませていただいたところでございます。また、今回、私ども行政側の都合で議案の締切日を 1 月 28 日中に一つはいたしておりました。締切りまでに御本人の御承諾並びに欠格事項の照会、それが間に合わなかった、そういった事情もありますし、3 月 31 日が任期

でございますけれども、2 か月も 3 か月も前からそういった形でどうされますか、どうされますか、そうせかすわけにも実情としてはいかないのが現状でございます。そういったことから今回議案の締切りに間に合わなかったということで、やむを得ず追加として上程をさせていただいた、そういったところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 1 号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。したがって、同意第 1 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」、同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。ただ今、市長より議案第 35 号「個別外部監査契約の締結について」並びに議案第 36 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 13 号）について」の議案 2 件が提出されました。また、議員発議 1 件が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。

それでは、議案第 35 号、議案第 36 号及び発議第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、追加で付議された案件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 1　提案理由の説明

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君）　それでは、早速、令和 4 年第 1 回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 35 号「個別外部監査契約の締結について」

本件は、阿蘇市職員措置請求（住民監査請求）について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うため、地方自治法第 252 条の 39 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 13 号）について」

個別外部監査の実施に伴い、歳出では、個別外部監査委託料として 421 万 3,000 円を追加し、併せて予備費を減額しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

以上、議案 2 件（予算 1 件、その他 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第 2　議案第 35 号　個別外部監査契約の締結について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 2、議案第 35 号「個別外部監査契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　それでは、本日追加配付させていただきました議案書 1 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 35 号、個別外部監査契約の締結について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、重複しますけれども、本件につきましては、阿蘇市職員措置請求、これは住民監査請求になります。監査委員の監査に代えまして個別外部監査契約に基づく監査を行うために地方自治法第 252 条の 39 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、まず 1、契約の目的から御説明を申し上げます。契約の目的でございます。阿蘇市職員措置請求（住民監査請求）に基づく個別外部監査及び監査結果の報告。2、契約期間でございます。契約締結日から令和 4 年 5 月 13 日までとしております。今回、住民監査請求につきまして、監査委員は請求のあった翌日から起算して 90 日以内に最終的な監査結果をまとめる必要がございます。そういったことから個別外部監査人の監査の契約期間、5 月 13 日までといたしているところでございます。3 の契約金額になります。消費税込みで 421 万 3,000 円を上限とする額。この内訳としましては、基本費用 55 万円としまして、実費及び執務費用を上限 366 万 3,000 円としているところでございます。4 の契約の相手方、清水谷法律会計事務所の弁護士であります清水谷洋樹氏。住所は、記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページに清水谷洋樹氏の略歴等を記載させていただいております。生年月日につきましては、記載のとおりでございます。東京大学在学中の平成 11 年 11 月に旧司法試験に合格、その後、平成 14 年 10 月に弁護士登録、平成 20 年 9 月には税理士登録もなされており、平成 21 年 4 月に清水谷法律会計事務所を設立されております。主な役職、まず熊本県弁護士会につきましては、副会長、会長も歴任をされておりま

す。九州弁護士会連合会、また日弁連（日本弁護士連合会）関係につきましても、常務理事、理事等の要職に就かれているところでございます。また、公的委員としまして熊本県立大学監事もお務めをされております。

3 ページをお願い申し上げます。地方自治法の規定に基づきまして、あらかじめ監査委員の意見を聞くと規定をされております。今回、清水谷先生を上程申し上げます前に、まず契約書の案、そして清水谷弁護士の資格書、経歴書並びに宣誓書を添付した上で、文書にて監査委員に照会を行いました。3 ページにありますとおり、監査委員連名によりまして、個別外部監査契約について異議なしとの回答を得ております。

なお、議決をいただいた後には、十分な監査期間を確保するためにも、早急に契約を行います。併せまして、契約後には告示、その後、外部監査人の資格書等につきましては閲覧の用に供する、そういったことでおります。

以上、御提案を申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 35 号について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3　議案第 36 号　令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 13 号）について

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 3、議案第 36 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 13 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　お疲れさまです。

ただ今追加議題としていただきました議案第 36 号、令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 13 号）について、御説明申し上げます。

別冊 1 をお願いいたします。

まず、7 ページをお開きください。7 ページの一番上になります。個別外部監査委託料につきましては、先ほどから説明があっております個別外部監査契約の締結に係る費用としまして 421 万 3,000 円を計上しております。なお、財源につきましては、同じページの下段の予備費を充用しますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

最後に戻って、4 ページをお願いします。4 ページでは委託料を繰り越して使用するため、繰越明許費を追加で計上しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 36 号について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 4　発議第 1 号　ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議

○議長（湯淺正司君）　追加日程第 4、発議第 1 号「ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議」についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（本山英二君）　それでは、本日配付をしました発議第 1 号を御覧ください。

発議第 1 号、ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議ということで、提出者は 4 名の議員さんでございます。

めくっていただきまして、2 ページになります。読ませていただきます。

ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議。

去る 2 月 24 日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視して、隣国ウクライナへの本格的な軍事進攻を開始した。攻撃はウクライナ全土に及んでおり、一般市民を含む多くの死傷者が出ている。

今回のロシアの行動は、ウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻なものである。

ここに本市議会は、ロシアによる軍事侵略に対し、最も強い言葉で非難するとともに、即時に攻撃停止と部隊の完全撤収を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確認に全力を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して、制裁を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君）　提出者より提案理由の説明を求めます。

市原正君。

○11 番（市原　正君）　今回、議員発議第 1 号として提出させていただきましたロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議について提案理由を説明させていただきます。

ロシアに対し、ウクライナへの即時に攻撃停止と部隊の完全撤収を強く求めるとともに、政府に対し、在留邦人の安全確認に全力を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請するために本決議を提案するものであります。

補足になりますが、既に県議会、また県内の各市町村において同様の決議もなされております。そして、阿蘇市は、平和都市宣言をしている市でもありますので、議員各位の御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第 1 号について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。よって、令和 4 年第 1 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のままで失礼いたします。令和 4 年第 1 回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、2 月 25 日開会以来、本日まで 19 日間にわたり、提案されました令和 4 年度当初予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

終わりになりましたが、会期中は、新型コロナウイルス感染症対応の中、終始議会運営に御協力をいただきました各議員並びに執行部各位に対し、心よりお礼を申し上げまして、閉会の言葉といたします。

以上をもちまして、令和４年第１回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

なお、閉会後は、執行部より令和４年３月末日をもって退職されます部課長並びに後任の職員の御紹介の申出がありましたので、これを許したいと思います。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

午後２時04分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 4 年　　月　　日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員